

小豆島町保育所等利用調整基準指数表

1 基本指数表

保育の必要性の認定区分		保護者等の状況		基本指数	
1	就労等	居宅外労働	月150時間以上の就労を状態（週5日の場合：1日7.5時間以上の就労）	10	
			月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	9	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日6時間以上7時間未満の就労）	8	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	7	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	6	
			月64時間以上80時間未満の就労を常態	5	
		自営業（中心者）	月150時間以上の就労を状態（週5日の場合：1日7.5時間以上の就労）	10	
			月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	9	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日6時間以上7時間未満の就労）	8	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	7	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	6	
			月64時間以上80時間未満の就労を常態	5	
		自営業（協力者）	月150時間以上の就労を状態（週5日の場合：1日7.5時間以上の就労）	9	
			月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	8	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日6時間以上7時間未満の就労）	7	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	6	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	5	
			月64時間以上80時間未満の就労を常態	4	
		勤務内定	月150時間以上の就労を状態（週5日の場合：1日7.5時間以上の就労）	9	
			月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	8	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日6時間以上7時間未満の就労）	7	
月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	6				
月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	5				
月64時間以上80時間未満の就労を常態	4				
内職	月64時間以上の内職をしている場合	4			
2	妊娠・出産	（出産予定日から6週前の日の属する月始めから出産日から8週を経過する日の翌日が属する月の月末まで）		8	
3	疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院又は入院見込みの場合	10	
			自宅療養	常時臥床の場合	10
				1か月以上の安静を要すると診断された場合又は日常生活に支障を来している場合	8
				上記以外で通院加療が必要な場合	6
		障がい	重度の障がい（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳④・Aまたは同程度）	10	
中度の障がい（身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳⑤・Bまたは同程度）	8				
上記以外で常時保育が困難であると認められる場合	6				
4	看護・介護	入院・通院	入院または通院している親族に月120時間以上付き添いが必要な場合	10	
			入院または通院している親族に月64時間以上120時間未満の付き添いが必要な場合	7	
		居宅看護・介護	常時寝たきり状態の親族の看護・介護にあたる場合	10	
			常時観察及び介護を要する親族の介護にあたる場合	10	
			上記以外の親族の看護・介護にあたる場合	6	
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合		10	
6	求職中	求職活動をしている場合（認定日から90日経過した日の属する月末まで）		3	
7	就学等	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校等に在学中で月120時間以上居宅外で勉強している場合		10	
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校等に在学中で月64時間以上120時間未満居宅外で勉強している場合		7	
		通信教育を受けている場合		5	
8	虐待・DV	家庭内において虐待または配偶者からの暴力等を受けるおそれがある場合		10	
9	育休特例	育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用を希望する場合		5	
10	その他	児童福祉の観点から、町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		10	